

335回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和3年7月14日(水)13:00～13:17

場 所：経済産業省 別館1階103－105会議室

出席者：八田委員長、北本委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、ただいまから第335回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は議事次第にあるとおりですが、議題に入る前に議事や資料の取扱いについて事務局より御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　ちなみに本日は稲垣委員御欠席でございます。

本日第1部につきましては公開の案件でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが引き続き求められておりますので、今回も傍聴者を受け付けず、インターネットで同時中継を行ってございます。

第2部の議題につきましては、個別民間企業の情報を取り扱うということから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載する。その会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて委員長、委員に御相談するという扱いにしたいと考えてございます。

このような扱いでいいか、念のため御確認のほどよろしくをお願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。それでは、第2部の議題については非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、御異存ありませんでしたので、今お話があったとおりにさせていただきます。

それでは、議題1です。恒藤課長から御説明をお願いしますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等についてです。

○恒藤総務課長　では、資料3を御覧ください。内容は一言で申し上げますと、既に認可されている特例をさらに1ヵ月延長するという内容でございます。これまでとほぼ同じ内容でございますが、ざっと御説明させていただきます。

5行目を御覧ください。以下の申請者から7月9日及び12日付で大臣宛てに通常の約款によりがたい特別な事情がある場合における供給条件で供給したい旨の認可等を求める申

請がありまして、大臣から意見の求めがございました。

申請者はここに記載のとおりで、前回と同じでございます。

それから、この次のページ、47行目から申請の概要が記載してございます。これも前回までとほぼ同じでございますが、この次のページの75行目から詳細でございます。85行目に前回からの違いを記載してございます。前回6月に認可等をしたものから変更点は、既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち、本年4月から7月の検針分についてそれぞれさらに1ヵ月延長すると。ただし、既に5ヵ月延長している昨年3月から本年3月の検針分については、5ヵ月延長しているところはそれ以上の延長をしない。さらに新しく8月検針分についても支払期限を1ヵ月延長するというのが前回の認可等したものからの変更点でございます。

それから、96行目からガスについて記載してございます。ほぼ同じ内容になってございまして、107行目から前回認可等したものからの変更点でございます。これにつきましては、本年4月から7月の検針分についてそれぞれさらに1ヵ月延長すると。ただし、昨年2月から本年3月までの分について5ヵ月延長しているところは延長しない。それから、8月の検針分について支払期限を1ヵ月延長するという内容でございます。

125行目、大臣への回答でございますが、本申請の供給条件につきましては、電気事業法等の条文及びそれらの審査基準に照らしまして、約款によりがたい特別な事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと事務局としては考えてございます。

これを踏まえまして、資料3-2のとおり委員会として本申請を認可等することに依存がない旨回答することとしたいと考えてございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について御質問、御意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○林委員 林でございます。一言よろしいでしょうか。緊急事態宣言も発令されている中で、コロナの対応は事業者にとって非常に負担になっているということもよく分かっていますし、それを使う方々も大変な状況だと思いますので、この案件で異存ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございます。それでは、委員会として経産大臣へこのように意見回答することにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんでしたので、事務局案のとおり経産大臣に意見回答することといたします。ありがとうございました。

議題２は、一般送配電事業者の託送供給等約款の変更の認可の一部取消しについてです。これは高橋管理官から説明をお願いいたします。

○高橋管理官 ネットワーク事業監視課の高橋でございます。資料４を御覧ください。私からは東京電力パワーグリッドの託送供給等約款の変更の認可の一部取消しについて御説明を申し上げます。以下東京電力パワーグリッドにつきましては、東電ＰＧと申し上げさせていただきます。

趣旨ですけれども、東電ＰＧから７月９日付で経済産業大臣宛てに託送供給等約款の変更の認可の一部取消しを求める依頼書の提出がありまして、同日付で大臣から意見を求められましたので、当委員会としての回答について御審議いただきたいと思います。

最初に概要ですけれども、東電ＰＧは今年の４月１日から実施する約款につきまして、３月１８日付で大臣より変更の認可を受けたものでございますが、その変更認可手続の際に誤って変更認可申請書に既存の料金とは異なる値を記載しておりまして、そのまま当省においても変更認可手続が行われたものでございます。

なお、料金の部分なんですけれども、後で申し上げますが、今年の１０月１日以降に適用される料金でありまして、現在はまだ適用されていないというものでございます。

そして、誤って記載してしまった料金についてですけれども、３月に申請したときには変更する予定はなかったものでございまして、その申請時に提出された変更の理由書とか新旧対照表には記載がなかったものでございます。このため誤った部分につきましては、手続上の不備がある状態で変更が行われているということから、３月１８日付で変更が認可された約款のうち、誤った料金のところにつきましては、変更認可の一部取消しを行い、その変更認可前の料金、昨年９月４日付で認可したものでございますけれども、それを適用することとしたいと考えております。

具体的に誤って記載された料金ですけれども、約款のうち電灯定額接続送電サービスのうちの電灯料金が誤って記載されておりまして、正しくは２頁に記載している料金になります。正誤の差につきましては、誤った部分は消費税が含まれていないものが記載されておりまして、それは東電ＰＧにおいて未定稿だったのですが、それが最終原稿として保存

されていたということでございます。

意見聴取に対する回答につきまして、東電P Gからの変更認可申請のうち一部の料金につきましては、今申し上げましたとおり適正な手続に基づいて変更認可が行われたものではなく、変更認可については法律上の瑕疵があったものと認められるため、当該料金部分について変更認可の一部取消しをすることに異存がない旨を大臣に回答することとしたく、御審議をお願いいたします。

また、東電P Gからの報告は、資料4－3をご覧ください。発生原因なのですが、昨年9月に認可を受けた約款を申請する際に最終原稿を作ったのですが、そのワードファイルが担当者の失念によって更新、保存がされていなかった。そして保存されたかどうかの確認作業も行われていなかったということでございます。このため、今年4月から実施する約款の変更作業を行う際には、誤って保存された最終版を元ファイルとして使用してしまったということでございます。

再発防止策につきましても報告を受けておりまして、今後は約款の変更に係る作業について、業務手順の整備として、全工程を通じて最終版の電子ファイルが流れるよう、ファイル名とかデータ確認のルールを措置するとのこと。また、デジタルツールを用いた確認を導入するというので、以下のようなものが検討されているということでございます。

また、当委員会事務局における対応なのですが、見逃してしまったというところがありまして、発生原因について、これまで約款の変更認可審査の際、その理由とか新旧対照表などによって、変更箇所を中心に審査を行ってきたのですが、変更箇所以外の変更後の託送約款の案が全体構成等に問題がないということの確認にとどめまして、記載の誤りがあるものとは想定しておりませんでした。このため確認が不足していたと考えております。

再発防止につきましては、今後約款の変更に係る審査に際しては、電子ツール等を用いて変更箇所以外の記載も含め、網羅的かつ合理的にネガチェックを行ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上になります。御審議をお願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございました。それでは、質問、御意見ございませんでしょうか。お願いします。

○林委員 林でございます。事務局からの御説明ありがとうございました。東京電力P

Gから御報告いただいていますけれども、認可を受けた約款を申請する際にこのようなミスがあったということで、非常に重く受け止めていただきたいと思います。やはり意識というか、あってはいけないことだと思いますので、しっかりというか本当に今後再発防止策を出すというレベル以前に、もともとしっかり対応すること自身の体制をしっかりつくっていただき、二度とこのようなことがないようにということをぜひ申し上げたいと思います。

一方で事務局側の対応ということもございましたけれども、事務局側におかれましてはこういう事例があったということも含めまして、今後お互い双方向でしっかり対応して、このようなことがないように御対応いただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○八田委員長 ありがとうございました。ほかに御質問、御意見ございませんか。

○圓尾委員 1点だけ確認ですけれども、事務局の対応で「今後は電子ツール等を用いてチェックします」というのは、例えば何万ページになるものがあったとしても、新旧変更がないことを簡単にチェックできるようになるわけですね。

○高橋管理官 今般もそうなのですが、東電P Gの今回の審査は300ページぐらいになるのですが、変更前のPDFと申請されたPDFを、比較機能を使ってやりますと、そんなに時間がかからずに、かつ細かい点まで合わなかった場合は抽出されますので、そこはまた目視で確認していくということで、そんなに時間がかからずにできそうな感触を得ております。

○圓尾委員 すごい分量の文章を少しのチェックのために一から全部チェックしなければいけない、そんなことに時間をかけるのはもったいないと思うので、電子ツールで簡単にできるのだったら、それでいいと思います。

○八田委員長 はい、北本委員。

○北本委員 ありがとうございます。私も東電側の再発防止策については、このように改善していただきたいと思いますとともに、今回約款の変更に係る作業についてと書いてありますけれども、今回の問題はそもそもファイルの管理体制の内部統制のことかと思います。ですので、全社としてファイルの管理体制について改めて御確認いただくとともに、各種ファイルのアクセス権を誰に与えるか、変更ログ等が確認できるかなども御検討いただくといいのではないかと思います。

委員会の事務局対応については、今の圓尾委員と同じ意見でございまして、より電子ツ

ール等を使って実行可能性が高く、効率化のいい方法でやっていただければと思います。
よろしくお願いします。

○八田委員長 東電側もPDFのチェック機能を使えば……

○高橋管理官 東電はワードで作業していて、そのワードもチェック機能がありますので。

○八田委員長 そんなに手間なくできるはずですよ。

○高橋管理官 はい。

○八田委員長 ほかに御質問、御意見ございませんか。

それでは、事務局案のとおり委員会として意見回答することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異論がございませんでしたので、事務局案のとおり経産大臣に意見回答することいたします。

第1部として予定していた議題は以上ですけれども、ほかに何かありますか。

○恒藤総務課長 総務課の恒藤でございますが、事務局から1点。前回の委員会から本日の委員会までの間に、緊急での書面改正を3件行ってございます。その御報告でございます。

1件目のプレスリリースを参考資料として載せてございますけれども、本年7月1日から
の大雨によります災害に係る特定小売供給約款の特例認可等につきまして、7月8日、
12日、13日付の3回にわたりまして認可等することに異存がない旨の回答をしてございま
す。緊急の書面開催を3回やったという御報告でございます。

以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして第1部を終了いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

——了——